

船員災害防止計画

船員災害防止計画とは

- 船員災害防止活動の促進に関する法律(昭和42年法律第61号)の規定により、国土交通大臣は、5年ごとに船員災害の防止に関し基本となるべき事項を定めた船員災害防止基本計画を作成し、基本計画の実施を図るため、毎年、船員災害防止実施計画を作成しなければならないとされている。

第11次船員災害防止基本計画(平成30年度～令和4年度)

船員災害の減少目標

| | 死傷災害 | 疾病 |
|------|------|------|
| 貨物船等 | 14%減 | 14%減 |
| 漁船 | 11%減 | 11%減 |
| 全体 | 16%減 | 13%減 |

(前計画期間からの平均発生率の減少目標)

主要な対策

- 作業時を中心とした死傷災害防止対策
- 海中転落・海難による死亡災害防止対策
- 漁船における死傷災害対策
- 年齢構成を踏まえた死傷災害及び疾病防止対策
- 生活習慣病等の疾病防止対策
- パワーハラスメント防止とメンタルヘルスの確保

令和4年度船員災害防止実施計画

船員災害の減少目標

(注) 下線部は令和3年度からの変更箇所

| | 死傷災害 | 疾病 |
|------|------|-----|
| 貨物船等 | 2%減 | 9%減 |
| 漁船 | 8%減 | 4%減 |
| 全体 | 6%減 | 7%減 |

(令和3年度減少目標)

| | 死傷災害 | 疾病 |
|------|------|-----|
| 貨物船等 | 2%減 | 9%減 |
| 漁船 | 7%減 | 4%減 |
| 全体 | 5%減 | 7%減 |

安全衛生管理体制の整備とその活動の推進

- 労働時間・労働負荷の軽減
→ 船員の労働環境の改善へ向けた労務管理の適正化や「船員の健康確保に向けて」*を踏まえた過重労働対策の制度化。
- 産業医制度の円滑な導入等
→ 令和5年度から導入予定の産業医制度でオンラインを活用した遠隔での船内巡視や面接指導等が円滑に実施されるよう国等による支援 等

船内の居住環境・作業環境の整備・改善

- 死傷災害・疾病に係るリスク低減対策等
→ ・発生した死傷災害の情報収集・調査分析、再発防止策の策定・定期的な見直し
・ヒヤリハット事例の収集、作業基準・安全基準の点検・改善等

重点を置くべき船員災害の種類に対応した取組

- 最新の事象事例に対応した防止対策の打ち出しと、船員労働安全衛生月間における指導等への反映
→ 多発する「転倒」、「はさまれ」、「転落・墜落」、「動作の反動・無理な動作」、「中毒」、「漁ろう作業時の災害」への対策
- 海中転落・海難による死亡災害防止対策
→ ・作業用救命衣等の保護具の着用推進
・海中転落対策
- 年齢構成を踏まえた死傷災害及び疾病対策
→ 50歳以上の中高年齢船員の死傷災害及び疾病防止対策
- 生活習慣病等の疾病防止対策
→ ・生活習慣病の予防対策
・船内での供食改善を通じた生活習慣病の予防
・新型コロナ、インフルエンザ、ノロ等のウィルスによる感染症の予防対策 等
- パワーハラスメントの防止とメンタルヘルスの確保
→ 国による指針や制度の周知、相談窓口の設置、社内研修の実施 等
→ ストレスチェック活用によるセルフケア、「船員の健康確保に向けて」*を踏まえた対策の制度化 等
- 受動喫煙防止対策
→ 陸上の取組みを参考とした船員の受動喫煙防止対策の推進